第８号様式（第９条第１項関係）

第　　　　　　　　　　　号

　　年 月 日

　様

白井市長

改善命令書

マンションの管理の適正化に関する法律第５条の９の規定により、下記のとおり改善措置を命じます。

記

１　認定年月日及び認定コード

認定年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

認定コード

２　認定に係るマンションの名称

３　認定に係るマンションの所在地

４　命令に係る措置の内容

５　命令に至った理由

６　措置を講ずる期限

（教示）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白井市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白井市を被告として（訴訟において白井市を代表する者は白井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。